

医 第 367 号 の 2
令 和 2 年 4 月 30 日

新潟県薬剤師会長 様
郡 市 医 師 会 長 様

新潟県福祉保健部医務薬事課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱い等における実施状況報告様式の差替及び当該診療を行う場合
の手順と留意事項について（通知）

標記について、厚生労働省医政局医事課及び歯科保健課から連絡がありましたので、
下記のとおりお知らせします。

については、貴会会員に周知して下さるようお願いいたします。

記

- 1 医療機関または歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状
況調査票の差替
令和2年4月13日付け医第262号または令和2年4月25日付け医第335号の通
知文中「2 実施状況の報告について」（2）報告様式について、別紙に差替をお
願いします。

【差替内容】

別添1「医療機関または歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療等の
実施状況調査票」における「初診からの電話等による診療等の実施について」欄

- ・差替前：（以下のいずれか該当するものに○を記入してください。）
- ・差替後：（以下のいずれか該当するものを選択し、電話を用いた場合は「1」、資
格の情報を含む情報通信手段を用いた場合は「2」と記入してください。）

- 2 医療機関が電話やオンラインにおける診療を行う場合の手順と留意事項
厚生労働省から別添のとおり医療機関向けのマニュアルが送付されましたので
お知らせします。

医務薬事課医療指導係 小林 阿部
電話 025-280-5184（直通）

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

基本情報

施設名	〇〇医院	郵便番号	000-0000	住所(都道府県から記載)	東京都千代田区・・・	電話番号	080-0000-0000	ウェブサイトURL	http://www...
例									

対応した医師	初診からの電話等による診療等の実施について(以下のいずれが該当するものを選択し、電話を用いた場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段を用いた場合は「2」と記入してください。)								
診療科	内科								
医師名	〇〇〇〇								

日付	2020/4/13	診療科	内科	医師名	〇〇〇〇	過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できた患者に対して診療を行った。	過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できない患者に対して診療を行った。	電話等により診断や処方を行うことが困難と判断し、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った。(受診動機)	年齢	25	性別	男	住所地(都道府県)	東京都	診断名(診断がつかない場合は症状名)	発熱	指示の内容(対面処方した薬剤(処方日数)	処方した薬剤(処方日数)	(保険診療の場合)診療料	再診の予約日(〇日後)	4日後
例																					

別添1

医療機関名	
ご担当者	〒107-1275

医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的取扱いに基づき
診療を行う場合のマニュアルになります。

<電話による診療の場合>

● 用意するもの：電話のみ

① 準備

- 電話による診療を行う場合は、都道府県の窓口へ届出を行います。
- その際、対面診療が必要な場合に紹介する予定の医療機関がある場合は、事前に了承を得た上で、所定の欄に記入します。
- ホームページ等において、電話による診療を行う旨、対応可能な時間帯、予約方法等を記載します。

※ ホームページに、診療が困難な症状や対面診療が必要な場合があることを記載することによりトラブルを未然に防ぐことができます。

② 事前の予約

※ 医師以外のスタッフが電話で行うことを想定。

- 患者から電話による診療の求めがあった場合、予約の調整を行います。
- 患者に対し、症状によっては電話では診断や処方とならず、対面診療や受診勧奨になることを伝えます。
- また、当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで送付させることや、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して送付させること等により、受給資格の確認を行います。
- 上記に示す方法による本人確認が困難な患者については、電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認します。
- あわせて、患者の利用する支払方法を確認します。（銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えありません。）

③ 診療

- 予約時に患者から聞き取った電話番号に電話をかけます。
- 電話による診療では診断や処方 が困難な場合は、対面での受診を推奨します。なお、受診勧奨のみで終了した場合には、診療報酬は算定できません。

④ 診療後

- 処方箋を発行する際に、患者が電話等による服薬指導等を希望する場合は、備考欄に「0410対応」と記載し、患者が希望する薬局に処方箋情報をファクシミリ等で送付します（処方箋原本は可能な時期に薬局に郵送等により送付します）。
- 精算手続きを行います。領収証と明細書をファクシミリ、電子メール又は郵送等により無償で患者に交付します。
- 初診の患者を診療した場合は、所定の調査票に必要事項を記入し、月に一度取りまとめて都道府県庁へ報告します。

<オンラインによる診療の場合>

● 用意するもの：インターネット、デバイス（パソコンやスマホ等）

① 準備

- オンラインによる診療を行う場合は、都道府県の窓口へ届出を行います。
- その際、対面診療が必要な場合に紹介する予定の医療機関がある場合は、事前に了承を得た上で、所定の欄に記入します。
- ホームページ等において、オンラインによる診療を行う旨、診療科、担当する医師とその顔写真、対応可能な時間帯、予約方法等を記載します。

※ ホームページに、診療が困難な症状や対面診療が必要になる場合があることを記載することによりトラブルを未然に防ぐことができます。

② 事前の予約

- Web予約等の予約管理機能がある医療機関はシステムから予約を受け付けます。
- もしくは、電話で予約を受け付けます。
- 患者に対し、症状によってはオンラインによる診療では診断や処方とならず、対面診療や、受診勧奨となることを伝えます。
- この時に、当該患者の被保険者情報を入力してもらったことなどにより、受給資格を事前に確認しておきます。
- あわせて、患者の利用する支払方法を確認します。（銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えありません。）

③ 診療

- アプリケーションやテレビ電話を用いて患者のデバイスに医師側から接続します。
- まずは、顔写真付きの身分証明書や医師免許証を提示し、本人であることと医師であることを証明します。
- 次に、患者に被保険者証を提示させ、受給資格を確認し、確認できたら診察を開始します。
- オンラインによる診療では診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨します。なお、受診勧奨のみで終了した場合には、診療報酬は算定できません。

④ 診療後

- 処方箋を発行する際に、患者が電話等による服薬指導等を希望する場合は、備考欄に「0410対応」と記載し、患者が希望する薬局に処方箋情報をファクシミリ等で送付します（処方箋原本は可能な時期に薬局に郵送等により送付します）。
- 精算手続きを行います。領収証と明細書をファクシミリ、電子メール又は郵送等により無償で患者に交付します。
- 初診の患者を診療した場合は、所定の調査票に必要事項を記入し、月に一度取りまとめて都道府県庁へ報告します。